

大阪・関西万博を契機とした甲賀の地場産品購入による

おもてなし向上事業費補助金 Q & A 集

2024年11月16日更新

【対象者について】

Q1 交付対象者はどのような者となるのか。

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、奈良県の宿泊施設（大企業を含む）が対象となります。

※宿泊施設とは、旅館業法（昭和22年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて行う同法第2項に定める旅館・ホテル、簡易宿所の営業にかかる施設をいう。

【対象経費等について】

Q2 対象経費はどのようなものが対象となるか。

対象経費となるのは、甲賀市内に本店を有する中小・小規模事業者から購入する以下の経費となります。

- (1) 甲賀の地場産品の購入経費及びその送料
- (2) その他必要と認められる設置工事費

Q3 甲賀市内に本店を有する中小・小規模事業者はどのような事業者か。

法人であれば、甲賀市内に本店登記を有する中小事業者・小規模事業者、個人事業主であれば甲賀市内に住民登録を有する者となります。購入先の対象事業者に該当するかは、購入予定の事業者にご確認ください。

業種	中小事業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模事業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

Q4 甲賀の地場産品とはどのようなものか。

この補助金において甲賀の地場産品とは、甲賀市内の事業者が製造する信楽焼、甲賀の茶（土山茶及び朝宮茶）、甲賀の地酒、甲賀のくすり、甲賀市産木材のうち接客のために使用する物品等です。

【補助対象経費の例】

信楽焼	信楽焼の食器、調度品、風呂、洗面等
甲賀の茶	土山茶、朝宮茶及びその加工品等
甲賀の地酒	甲賀市内9蔵の地酒等
甲賀のくすり	甲賀市内製薬企業の商品等
甲賀市産木材	甲賀市産木材を使用した食器、内装工事等

※仕入れとしての購入も補助対象とします。

Q 5 信楽焼の風呂釜を購入予定であるが、設置工事は補助対象になりますか。

設置工事も補助対象となります。

Q 6 甲賀市産木材を使用して宿泊施設内をリフォームする場合は、対象となりますか。また、工事費は対象になりますか。

対象となります。甲賀市産の木材を購入した経費およびそれに付帯する工事費は対象となります。

Q 7 甲賀の茶や地酒を購入して、宿泊施設内で販売する場合は対象となりますか。

対象となります。仕入れとしての購入も補助対象となります。

【産地証明書について】

Q 8 産地証明書とはどのようなものですか。

購入物品について「甲賀の地場産品」であることを証明するもので、交付申請時に添付が必要となります。

Q 9 産地証明書の取得はどのようにすればよいか。

産地証明書は、購入予定事業者から取得してください。取得方法は、購入予定事業者に、本補助金の申請に必要なことを伝え、「産地証明書」(別紙3) および必要に応じて「産地証明書記載要領」を提出し、取得してください。

【補助金額等について】

Q 10 補助金は対象経費に対してどのくらい交付されますか。

補助対象経費(税抜)合計の2/3(1,000円未満は切り捨て)の額が補助金の額となります。ただし、補助金の上限は30万円となります。

また、補助金の額が1,000円に満たない場合は、対象外となります。

Q 11 補助金交付決定額より実際に購入で支払った金額に変更が生じた場合は、どのような手続きが必要ですか。

交付決定額から3割以上の変更又は中止が生じた場合は、補助金変更交付申請書(様式第3号)を提出してください。変更承認の手続きを経ないで実施された事業に関しては、補助金を交付できない場合がありますので、必ず事前にご相談ください。また、交付決定

後の増額変更はできません。

【補助金交付の流れについて】

Q12 補助金の交付までにどのような手続きが必要ですか。

補助金の交付の流れは以下のとおりとなります。

①事前申込（申請者）→②補助候補者決定【申込多数により予算を超過する場合は、抽選により決定】（市）→③交付申請（申請者）→④交付決定（市）→⑤実績報告（申請者）→⑥額の確定（市）→⑦補助金請求（申請者）→⑧振込（市）

Q13 地場産品はいつ購入したものが対象となるか。

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに購入したものが対象となります。

ただし、補助金交付には産地証明書が必要となります。また、令和6年3月31日までに実績報告が必要となります。

Q14 実績報告までに何をすればよいか。

対象経費となる地場産品を購入の上、施設内で甲賀の地場産品のPRおよびおもてなしに活用してください。また、交付決定時に送付するまっふる等のパンフレットを施設内で配架し、甲賀市への誘客に努めてください。

【事前申込について】※事前申込は終了しました

Q15 事前申込はどのような手続きになりますか。

購入予定の見積書および商品の写真等をご準備いただき、以下のリンクからオンライン申請をしてください。

リンク：<https://logoform.jp/form/w8kD/415674>



Q16 甲賀の地場産品をすでに購入しているが、事前申込できますか。

令和5年4月1日以降に購入したものであれば、補助対象となりますので事前申込いただけます。

Q17 複数の宿泊施設を営業しているが、各施設で申請してよいか。

各施設につき1回可能です。

以下のような申請は対象となります。

（例）甲賀ホテル◇◇支店と甲賀ホテル▽▽支店をそれぞれ1回申し込み。

Q18 事前申込した内容に、変更や修正が生じた場合、どうすればよいか。

以下までお問い合わせいただき、申込内容の修正・変更が必要な旨をお伝えください。

甲賀市 産業経済部 商工労政課 地場産業振興係

TEL：0748-69-2187 FAX：0748-63-4087

Mail：koka10351000@city.koka.lg.jp

問い合わせ時間：8時30分から17時15分まで（平日のみ）

Q 1 9 事前申込の結果通知はいつ頃届くか。

受付期間終了後、事前申込の内容を審査し、結果を通知します。申込多数により予算が超過する場合は、受付期間終了後、抽選を行い補助候補者を決定します。抽選結果は1月下旬以降に通知します。

Q 2 0 事前申込の受付期間終了後でも補助金の申請ができるか。

受付期間終了後、申込状況に対して予算に達していない場合に限り、先着順で補助金の交付申請の受付を実施する予定です。その際は、市HP等で募集します。

【追加募集について】

Q 2 1 追加募集ではどのように申請すればよいか。

交付申請から手続き可能です。

Q 2 2 追加募集の受付期間はいつまでか。

令和6年2月29日（木）まで交付申請を受け付けています。

ただし、令和6年3月31日までに実績報告ができるものが対象となります。